

ひまわり 向日葵

第253号

平成29年10月号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



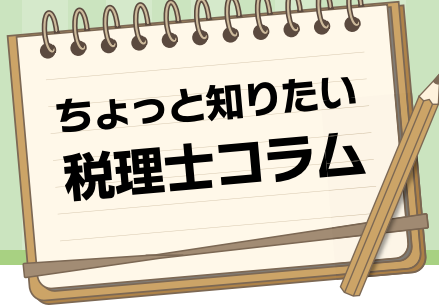
上高地

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3
税務署だより……………	4-5
新春講演会のご案内／立川都税事務所からのお知らせ…	6
租税・科学教室実施報告……………	7
教えて税理士さん／年末調整実務研修会のご案内	
内／法人税申告書等の書き方講座のご案内…	8
地域の名所／地域のイベント情報……………	9
社労士column……………	10
会社紹介……………	11
法人会セミナーのご案内／市民産業まつり	
法人会ブース出展のご案内……………	12

【報告】e-Tax・eLTAX講習会／会計啓発普及	
セミナー／働き方改革セミナー／	
事業承継個別相談会のご案内……………	13
法人会入会案内／新入会員紹介コーナー……………	14
人人……………	15
賀詞交歓会のご案内／会統一会員増強期間…	16
ブロック・支部活動実施報告……………	17
女性部会懇親会実施報告／e-Taxのご案内…………	18
法人会行事のご案内／表紙応募写真／	
セミナーDVDレンタルサービスのご案内…………	19
recipe……………	20





「保険活用」の注意点

今回は「保険活用」の**注意点**のお話です。会社、個人で「保険活用」は様々ありますが、税務上注意すべきことがあります。

■ 会社の場合

1 社長の死亡退職金

社長の死亡退職金を生命保険で用意する場合です。一般的に経営者保険と呼ばれているものですね。社長様が亡くなった場合に「死亡退職金」「当座の運転資金」として使われます。社長様が亡くなった場合に会社には重大な影響が及びます。保険金が用意されていると残された専務、社長の奥様は余裕をもって対応できます。逆に保険金がない場合は「廃業」の選択をせざるを得ない場合もあります。経理処理では保険収入は雑収入として処理します。保険金の一部を役員でもある親族に議事録作成後「死亡退職金」としてお届けします。保険収入と死亡退職金の経費とを合わせることで節税となります。役員でもある親族は戴いた「死亡退職金」を会社に貸付けすることもできます。**注意点**として**保険収入は5000万の場合で退職金は同額だと「過大退職金」となる場合があります。保険金額が支払い可能な「退職金」と勘違いされている方がいます。**適正な退職金の計算は以下の内容です。役員の最終月額報酬額×勤続年数×功績倍率

さらに**注意点**として**通常**の退職金では「源泉所得税」を差し引いて支払いとなりますが、**死亡退職金は源泉所得税を差し引きしません。**保険加入時に退職金規定の確認、整理もしましょう。

2 解約返戻率

「節税」目的のみで保険加入される社長様がいます。会社の決算は変動し黒字から赤字になる場合もあります。そうしたら「保険」は辞めたいと言いつつ社長様もいますが一般的には養老保険等は6～8年以上加入しないと解約返戻金は目減りします。加入して2年余りで辞めると節税額よりも損します。**注意点**として「**保険活用**」は**6年以上の中期計画で資金繰りも含め検討しましょう。**保険加入の目的も短期ではなく中期、長期で考えることが大事です。保険導入のポイントは、事業承継、社長の資産形成、会社の利益の見込み、資金繰りです。

3 保険の経理処理

保険の種類によって、保険金額が全額損金になる場合もあれば半分しかない場合、さらには損金には全額ならない場合があります(資

産計上)。保険の証書等をよく確認して経理処理しましょう。

注意点として実務では以下の内容があります。

- ①「定期保険」は一般的に全額経費ですが、保険の名前は「定期保険」なのに条件により半分しか経費にならない場合があります。
- ②保険の受取人が従業員、遺族で「社員全員ではなく、役員その他の特定の社員しか加入していない場合」は、給与課税となる場合があります。たとえば部長以上だけが保険加入となるとだめです。給与の上乗せとなってしまいます。
- ③長期平準定期保険、逡増定期保険、長期傷害保険、契約転換、終身保障タイプのがん保険、名義変更等は難しい内容です。必ず税理士に相談しましょう。

4 105歳

具体的な事例で「長期傷害保険」の計算についてのお話です。全部の計算式は紙面の関係で割愛しますが計算式に「105歳」「4分の3」の数字があります。以前、会社の経理部長に計算式のご説明をしていたところご質問を戴きました。「どうしてもよいことで素朴な疑問ですが計算式の105歳とかはどのような意味があるのですか？」との事。お調べしました。105歳は生保標準生命表の最終の年齢「男性106歳、女性109歳」を参考に「105歳」を「計算上の**保険期間満了時の年齢**」としています(照会事例、平成18年4月28日)。生命保険業界の協会の表が根拠なんですね。また、国税不服審判所の裁判事例の要旨ですが、「4分の3の割合は合理性もあるとも言える。法人税の規定によって認められる。」とあります(平成24年8月28日)。4分の3は裁判で国税局が認めた割合なんですね。

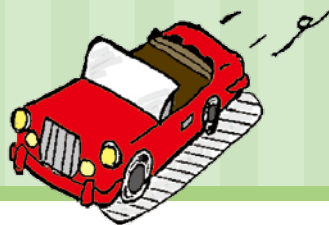
保険の目的は節税、福利厚生、貯蓄、自社株評価の引き下げ等さまざまですが、会社加入の生命保険の種類としては以下の内容です。

①定期保険②終身保険③養老保険④個人年金保険
税務上の取り扱いは様々で慎重な経理処理が必要です。

■ 個人の場合

1 相続税の納税資金

個人の相続税で「保険活用」をして遺族にお金を残す。相続税の納税資金の準備をすることは一般的です。保険の場合には非課税を超える金額が相続財産になります(みなし相続財産。



● 税理士 能勢 俊一 ●

法定相続人1人について500万円まで非課税)。また、「受取人」が生前に被相続人によって決められていますので遺産分割の対象にはなりません。次に死亡保険金ではなく「保険契約の権利」の相続があります。たとえば10年の払込期間の保険を、お父様が5年間払い込んだ時点で死去したとします。相続人が引き継いで残り5年間の払込をして満期になった際に相続人が10年分の保険の掛け金を受け取ることになる場合です。死去時の解約返戻金額は相続財産となります。(一定の計算あり)。

注意点として「名義保険」です。たとえば契約者の名前は長男だが、実質的な保険料の負担者は父の場合ですね。マイナンバーで金の流れが把握しやすいようになりました。法定調書も強化されています。死亡保険金でなくても「解約返戻金額」が父の相続財産となる場合もあります。

生命保険は契約の内容によって「所得税」「相続税」「贈与税」が課税になります。慎重な検討が必要です。一般的に「贈与税」が一番税金が高いです。保険の契約者(保険料負担者)と受取人が違う場合に満期保険金に贈与税がかかる場合があります。一時所得パターンにすると税金は安いですが500万ほどの保険の場合で、一時所得の所得税は3万円ほどになります。贈与タイプだと贈与税は48万円ほどになり16倍の差があります。

2 にわか節税

次に相続税の具体的な事例として「にわか節税」で高齢者の保険を孫に移転する場合があります。平成25年に77歳のおばあ様が一時払いの500万の個人年金保険に加入しました。翌年の平成26年に、三女の9歳の孫に「契約者」の変更で移転、証書は孫名義です。そして平成27年におばあ様は他界されます。内容としては平成27年の相続税の申告の際に、孫に対する「遺贈」として2割加算で申告になります。解約返戻金額になります。**注意点**としては、平成26年分の孫の贈与税申告でもなく、孫の親(三女)に対する「3年以内贈与」500万の相続財産でもない事です。おばあ様は、相続人でない孫に対する財産の移転は「節税」になると思われます。残念ですがこの場合は節税になりません。

3 老後の備え

確定拠出年金401K、個人型確定拠出年金

(DC)、小規模企業共済等は厚生年金と合わせて大事な項目です。よく検討して老後に備えましょう。

■ スポーツカー

先月の15日に生命保険会社3社をお招きしてパネルディスカッションで東京税理士会東村山支部の研修会が行われました。3社7名の方の斬新な視点での保険税務、経理のコメントに熱い会話が交わされていました。また、基調講演、総括のお話をされた佐藤雅紀先生には講演前後に何人もの方が質問されていました。私も司会進行役でマイクを持ちました。感じたことは会社にとっては「生命保険」は必要不可欠なものだと再認識しました。「生命保険に未加入の会社」なんて「無保険のスポーツカー」ですね。どちらも「非常に危険」です。企業防衛の意味から社長の役員報酬を少し減額してでも保険に加入することは重要ですね。

*事例は、個人が特定されないように表現は配慮しています。国税庁ホームページを参照。

結論

会社であれ個人であれ保険のメンテナンスが大事です、保険加入後3年すると状況が大きく変わっていることもあります。今までの保険の支払いが会社の資金繰りのリスクとなる場合もあります。決算時に保険会社の担当者、税理士とよく相談をすることが大事です。(税制は平成29年9月現在)

Profile 能勢 俊一

税理士、行政書士、弥生会計インストラクター



- ・税理士登録は平成元年。FP。スタッフ12名。
- ・住宅展示場等の相談会は多数開催、各種セミナー講師。一昨年8月の東京八重洲ホールでの講演は好評
- ・弥生会計ソフト教室開催(インストラクター5名)
- ・趣味はフットサル、愛車はマーチプリンセス

■事務所 能勢税務会計事務所
小平市学園西町2-18-29
■TEL 042-343-7271
■FAX 042-343-7260
■e-mail z@nose-ao.com
■URL <http://www.kaikai-home.com/nose/>

税 務 署 だ よ り



消費税及び地方消費税の

納税は期限内に

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、 漁業、建設業、 製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する 納税額の目安率		0.8%		1.6%		2.4%		3.2%		4.0%		4.8%	
年間課税 売上高	各 月 売上高	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額	年 間 税 額	積立目安 月 額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	8	0.7	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4	48	4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注)1 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置は考慮していません。

2 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納 付 方 法 は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

平成29年分給与所得の年末調整等説明会のお知らせ

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収及び納付につきましては、ご協力を賜り誠にありがとうございます。本年も年末調整等の説明会を下記のとおり開催いたします。ご多忙中誠に恐縮ですが、ご出席くださるようお願い申し上げます。

記

開催日時	会場	対象地域(注)
11月7日(火) 13:30～15:30	ルネこだいら 中ホール 小平市美園町1-8-5	小平市
11月8日(水) 13:30～15:30	生涯学習センター 7階アミューホール 清瀬市元町1-2-11	清瀬市
11月9日(木) 13:30～15:30	保谷こもれびホール1階メインホール 西東京市中町1-5-1	西東京市
11月13日(月) 13:30～15:30	東久留米市役所 701 会議室 東久留米市本町3-3-1	東久留米市
11月14日(火) 13:30～15:30	東村山市中央公民館ホール 東村山市本町2-33-2	東村山市

(注)対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

お問い合わせ：東村山税務署 法人課税第2部門 ☎042-394-6811

税務署へのお問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番を選択してください。

平成30年分以後
大きく変わります！

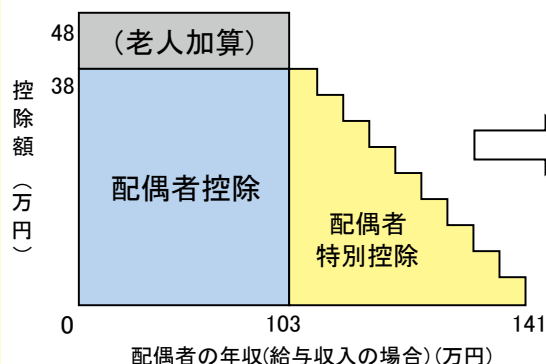
～配偶者控除・配偶者特別控除～

- ① 配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者本人の所得制限が設けられました。
- ② 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が拡大されました。



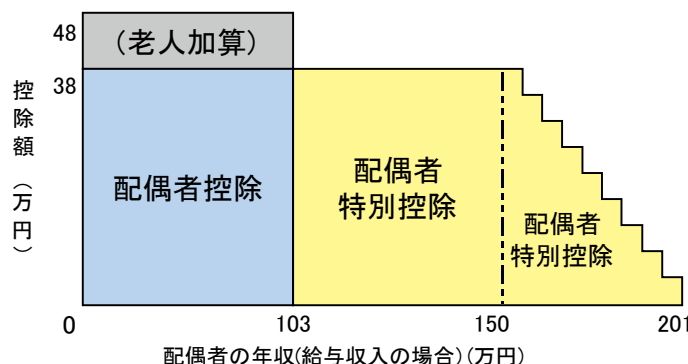
〔改正前〕

※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
(図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合)



※この改正は、平成29年分の年末調整への影響はありません。

詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)にて「源泉所得税の改正のあらまし」をご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

ご案内

平成30年

新春講演会のご案内



講師 スポーツジャーナリスト
二宮 清純 氏



日時 平成30年1月15日(月)
午後3時30分開催

会場 立川グランドホテル
(立川市曙町2-14-16)

※演題については、東京オリンピック・パラリンピック
に係る内容で調整中です

**参加費無料
どなたでも無料
申込不要**

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

10月は不正軽油防止強化月間です



不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の抜取調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

不正軽油 110番

ふ せ い な く そ う
0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

【FAX】 03-5388-1309

【Eメール】

S0000106@section.metro.tokyo.jp

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課(03-5388-2958)までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

主税局 不正軽油

検索

ポケットマニュアル(eLTAX新規利用届出)を配布しています



ポケットマニュアル「eLTAXホームページにおける操作概要～利用届出(新規)～」を作成しました。新規の利用届出が難しくeLTAXをまだご利用でない方は、マニュアルをご活用いただき、この機会に便利な電子申告・電子納税等をご利用ください。

マニュアルは以下の場所で配布しております。

＜配布場所＞ 立川都税事務所、府中都税支所、小平都税支所

＜問合せ先＞ 立川都税事務所事業税課法人事業税班 042-523-3174



9月9日(土)、今年で第6回目となる租税・科学教室を西東京市の多摩六都科学館で開催しました。これは、税制・社会貢献委員会と青年部会が協力し企画・開催しており、小学生に対して税金の役割や重要性を理解してもらうとともに、自然科学への興味を持ってもらうというもので、合せて社会貢献事業の一環として地元養護施設の子供さんたちを招待しました。

受付で小学生の皆さんに法人会のバックやノート等をプレゼントし、最初に租税教室に参加いただきました。租税教室では、鎌田税制・社会貢献委員長と遠藤青年部会長からの挨拶の後、司会進行役を午前の部は長谷山副部会長、午後の部は森津副部会長が行い、先生役を午前の部は山崎副部会長、午後の部は後藤幹事が務め、先ず国税庁作成の税金がなくなった国を題材としたアニメを全員で鑑賞後、それを題材にしたクイズに子供さんに挑戦して貰い税金の重要性や必要性を学んでもらいました。また、1億円のレプリカを披露し、その重さ等を実感して貰いました。

租税教室終了後は世界一に認定されている多摩六都科学館のプラネタリウムと大型映像の鑑賞券を全員に配布し自然科学について学んで貰い、最後にアンケートに答えていただいた方全員に多摩六都科学館のグッズをプレゼントして、初秋の一日を楽しんで貰いました。

鈴木東村山税務署長や村野法人会会長、尾林副会長が見守る中、税制・社会貢献委員と青年部会が一致協力して準備や運営を行い、沢山の子供たちの笑顔とありがたい感謝の言葉に包まれ、今年も無事に終了しました。



主催者挨拶



クイズ挑戦中の子供達

アンケートの紹介

☆子供さん☆

- 税金がこんなに町にかかわっているなんて知らなかった。
- 一億円が重たかった。
- プラネタリウム鑑賞は楽しく、勉強になった。星空がきれいだった。

☆保護者等☆

- 子供と税金のことを話す良い機会になった。
- 子供にも分かりやすい映像から入り、クイズでさらに理解も印象も深まった。
- 私も頑張って税金を納めたくなった。



養護施設から届いたお礼状

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。

また、税に関する質問を受け付けています。詳しくは本誌最終ページをご覧ください。



質問

従業員が業務中に交通違反で罰金が科せられました。会社の経費で処理できますか?

(西東京市 H.T.)

回答

交通違反による罰金は、一般的には自動車の所有者ではなく、実際の違反者に課せられます。そのため、会社の所有車による交通違反であっても、違反者自身に課されることとなりますので、個人に課された交通反則金を会社の経費として計上することは、原則的には出来ないと考えられます。

但し、社内規程等により『業務上やむを得ず交通反則金が生じた際には会社が負担する』といった取り決めが整備されているような場合には、会社の経費として計上することは可能と考えられます。

ここで、経費として計上する場合、その支給方法により会計・税務の取扱いが異なりますのでご注意ください。

まず ① 給与の上乗せとして支給する場合には、会計上は給与として経費計上し、税務上も損金算入となりますが、当該支給分については源泉所得税と住民税の課税対象となります。

次に ② 立替経費の精算として支給する場合には、会計上は租税公課等として経費計上しますが、税務上は損金不算入として取り扱うこととなります。

なお、交通反則金に付随して生じたレッカー移動代などの実費請求分については、交通反則金とは性質が異なりますので、支払手数料等として経費計上し、税務上も損金算入として取扱います。

ちなみに、交通反則金を経費計上した場合の消費税は不課税取引となります。会計ソフトで仕訳を入力する際に、勘定科目によっては自動的に課税取引と処理されてしまうことがありますのでご注意ください。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

ご案内

年末調整実務研修会のご案内

無 料

DVDを視聴、税務署担当官による研修を行います。どなたでも無料で参加できます。

【開催日】平成29年11月17日(金)14時～16時

【研修内容】①平成29年給与所得の年末調整のしかた
②法定調書の作成と提出
③その他

【講師】東村山税務署担当官

【参加費】無料

【会場】東村山法人会館

【定員】40名



ご案内

法人税申告書等の書き方講座のご案内

法人税申告書の書き方を分かり易く解説(全5回)

【開講日】平成29年11月10日(金)～12月8日(金)毎週金曜日17時～19時30分

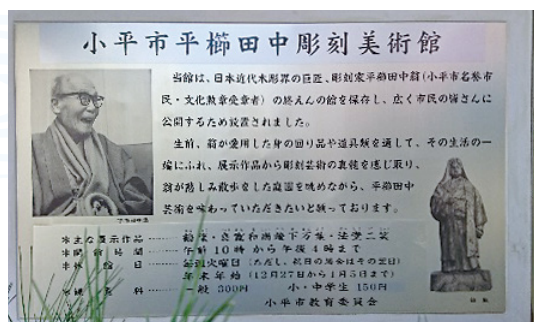
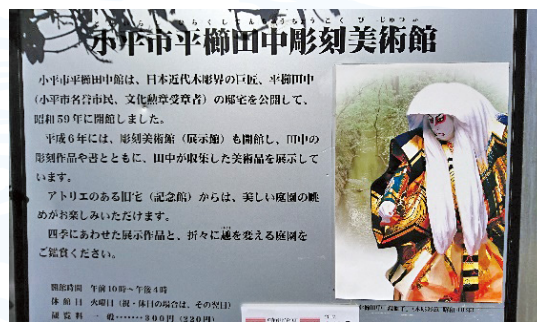
【研修内容】①申告書の作成
②最終申告書の完成

【講師】東京税理士会東村山支部、公認会計士、税理士 石川正夫

【会場】東村山法人会館

【参加費】正会員3,500円(テキスト代)、賛助会員4,000円(テキスト代含む)、
非会員6,000円(テキスト代含む) 但し、決算書作成講座から引き続き
受講者のうち正会員と賛助会員は無料、非会員は2,000円

【定員】30名



小平市『平櫛田中』彫刻美術館

ひらくしでんちゅう

地域の名所

平櫛田中は、明治5年岡山県生まれ、青年期に人形師・中谷省古の門下となりました。その後、美術界の指導者・岡倉天心也禅僧の西山禾山の影響を受け、仏教説話や中国の故事などを題材にした精神性の強い作品を制作します。

昭和33年に22年の歳月をかけて完成した国立劇場の《鏡獅子》に田中芸術の集大成を見ることが出来ます。昭和37年に功績が認められ文化勲章を受章しました。昭和45年台東区から小平市に転居し昭和54に107歳で亡くなるまでの10年間で過ごしました。

昭和59年に邸宅を広く公開する為「小平市平櫛田中館」として開館しました。

平成17年に遺族から作品寄贈を受けたことを機に、平成18年4月に現在の「小平市平櫛田中彫刻美術館」と改称しました。

【所在地】東京都小平市学園西町一七ー五



地域のイベント情報

東村山

全生園清掃ボランティア

- 【日時】平成29年10月28日(土)
午後1時から2時間程度
- 【会場】多磨全生園旧全生学園跡グラウンド
(青葉町4-1-10)
- 【問合せ】企画政策課 ☎(042)393-5111(代)
- 【申込方法】10月2日(月)～25日(水)に
電子申請または電話で企画政策課へ

多磨全生園の入所者の方々は、大切に守り育ててきた緑、多くの想いのこもった歴史的建造物を後世に残す「人権の森」構想に取り組んでいます。この構想に賛同した支援の一環として、毎年、全生園の草刈や清掃などを実施しています。

清瀬

11月18日(土)、19日(日)に「清瀬市農業まつり」を開催します！

- 都内有数の品質と生産量を誇る清瀬産の野菜や花・植木の即売、優れた農産物が出品される農畜産物品評会と出品物の販売、野菜で作られた宝船の公開と使用された野菜のチャリティー配布、苗木や鉢花の無料配布などを行います。
- ①開催日時 11月18日(土)・11月19日(日)
いずれも午前9時から。
- ②内容 18日＝野菜・花・植木の即売、農畜産物品評会(品評会是一般の方の入場はできません)
19日＝野菜・花・植木の即売、農畜産物品評会の一般公開と購入予約、野菜の宝船の公開、苗木や鉢花の無料配布、各種模擬店出店など
- ③場所 清瀬市コミュニティプラザひまわり
(清瀬市下清戸1-212-4)
- ④問合せ 清瀬市産業振興課 ☎042-492-5111(代)
- ※清瀬の食育についての展示などを行う「きよせ食育展」も同時開催！

平成29年度 「全国労働衛生週間」 10月実施

厚生労働省は、10月1日から7日まで、平成29年度「全国労働衛生週間」を実施。今年のスローガンは、一般公募の中から、「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」に決定しました。これは、働き方改革を契機に、各職場における健康管理や職場環境を見直し、だれもが輝くことのできる職場を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施中で、今年で68回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の3人に1人と多数を占めているなど、治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、今年度の全国労働衛生週間では、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）に基づく、治療と仕事の両立支援の推進や、改正労働安全衛生法に基づくラベル表示や安全データシート(SDS)の公布といった化学物質による健康障害防止対策の徹底、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進、今年から開始した「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の推進による職場の熱中症予防対策の重点的な周知を実施することとしています。快適な職場環境の形成は事業主の義務です。この時期に職場内の見直しをぜひお進めください。

(引用) 厚生労働省HP

毎月、法人会にて、無料の労務経営相談会を実施しております。労働時間の見直し、401K導入、ストレスチェック、各種規程のチェック等、そして労使トラブル等深刻なお悩みでも、お気軽にご相談にお出で下さい。

来月は、11月8日(水)14:00～16:30 法人会会議室にて行います。

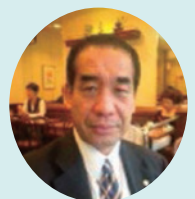
筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし) 2017年10月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 03-4496-5373
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp
- HP http://www.just.st/7162591





樋栄建設株式会社

リフォームからコンサルタントまでお任せください

樋栄建設株式会社は、店舗の新装・改修、住宅のリノベーション、建物の維持管理を主な事業としています。また、木の温かみを大切にする建築士の元で、戸建て住宅の新築工事も行っています。

メンバーは、会社事務を一手に担う事務担当と一級建築士、現場監督兼大工、代表を務める私の4名です。小さな会社ではありますが、昔から樋栄建設が大切にしている「お客様と共に」を一番に考え、4名が一丸となって業務に取り組んでおります。

創業は昭和39年、私の父が千代田区神田の小さな事務所にて室内装飾業を始めました。昭和43年には小平市に本社を新設し、昭和47年に樋口産業株式会社という社名になりました。樋口産業は、不動産事業から建物の新築企画設計施工を行い、幅広く活躍する会社でした。



そんな中、平成2年に改修工事を担う部門として樋口産業から独立したのが、現在の樋栄建設です。改修工事だけではなく、メンテナンスも行っていましたので、一人のお客様に長くお付き合いする事もあり、「お客様と共に」を大切にする社風となりました。私たちはその気持ちを忘れず、一度携った建物・住宅・店舗の良き相談者である為に、日々勉強し頑張ってまいりたいと思っております。

樋栄建設株式会社

- 所在地
〒189-0013
東京都東村山市栄町1-9-1 野崎ビル4階
- 代表取締役 堀 江梨子
- TEL 042-390-3346
- FAX 042-390-3347
- Mail hori-eriko@hieikabu.co.jp
- H P <http://www.hieikabu.co.jp/>

東村山法人会

セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	11月7日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	平成30年1月9日(火)	13時30分～16時
新設法人説明会	11月29日(水)	13時30分～16時10分
新設法人説明会	平成30年1月24日(水)	13時30分～16時10分
税務教室「消費税のあらまし」	11月21日(火)	15時～16時
税務教室 「消費税申告書作成講座Ⅰ 原則課税」	平成30年1月16日(火)	14時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。☎042-394-7654

ご案内

市民産業まつり 法人会のブース出展のご案内

東村山法人会の社会貢献事業の一環として、今年も東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬の各市で開催される市民・産業まつりに法人会ブースを出展します。一般市民の皆様は税について少しでも知ってもらうように働きかけるとともに法人会のPRを行ないます。**税金クイズに答えて頂いた方には鉢花等をプレゼント**しますので是非お立ち寄り下さい。



昨年の法人会ブース



11月11日(土)・12日(日)

- 東村山市 いきいきプラザ南側
- 小平市 小平市福祉会館前市民広場周辺
※小平市のブースは11日(土)のみ
- 西東京市 西東京いこいの森公園
- 東久留米市 東久留米駅前

e-Tax・eLTAX 講習会 実施報告

9月15日(金)東村山法人会館において国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。東村山税務署法人課税第1部門法人審理担当上席藤田滋之氏からe-Taxの初期登録手続き等から各種手続きについて、立川都税事務所事業税課法人事業税班鈴木美穂氏と高山陽子氏からeLTAXの利用開始手続きや地方税申告データ作成方法について当会館備付のパソコンを活用して学び自宅や職場からできる申告納税システムを体験いただきました。



研修状況



東村山税務署
藤田滋之氏



立川都税事務所
鈴木美穂氏 高山陽子氏

特に、今回はeLTAX操作のポケットマニュアルが受講者に配られ好評でした。次回は2月に実施する予定です。

会計啓発普及セミナー 実施報告

9月22日(金)東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による今年度第1回目の「平成29年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。税理士の中原海平氏を講師にお迎えし、財務会計の基本構造・事業計画の策定・改正税法のポイントなどをわかりやすく解説していただきました。第2回は2月に予定しています。是非ご参加下さい。



講師 中原海平氏

働き方改革セミナー 実施報告



セミナー状況

平成29年10月4日(水)、東村山法人会館においてNTT東日本と(株)テレワークマネジメントによる「中小企業のための働き方改革セミナー」を開催しました。講師に(株)テレワークマネジメント・マネージャーの鵜澤純子氏とKS人事労務・社会保険労務士の小嶋かつら氏の2名をお迎えし、ICTを活用した働き方改革(テレワーク)を実現するポイントと実際の導入事例や活用できる助成金に関する情報を分かり易く紹介いただきました。

ご案内

事業承継個別相談会のご案内

こんなお悩みをお持ちの方は是非ご相談ください

- 事業承継に興味がある
- 事業承継で具体的に何をしたら良いかわからない
- 事業承継で誰にも相談できない
- 自社株の贈与(相続)の仕方がわからない
- 事業承継を円滑に実施したい

【日 時】平成29年
11月10日(金)、12月8日(金)
13時~17時(予約制)

【会 場】東村山法人会館

【相談者】上甲覚 (株)国土工営コンサルティング事業部、中小企業診断士

ご予約は事務局 ☎042-394-7654 へ
お電話ください。

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654



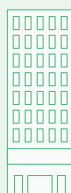
新入会員紹介コーナー



新入会員紹介

自平成29年7月1日～至平成29年8月31日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第6支部	東村山市青葉町 3-30-7	(社福)東村山けやき会	川俣 昌明	第二種社会福祉事業	042-397-5966
小平第1支部	小平市小川東町 5-13-17	(株)レジャープロダクツ	矢淵 靖夫	各種バッグ、 鞆等の卸売業	042-346-3310





「人と人の繋がりを大切に…」

ひと
ひと

東久留米第2支部

石井 智志さん



東京オリンピックが開催された昭和39年に、私は東村山で生まれました。自然に恵まれた地で、幼少期はあまり勉強をすることがなく、八国を見渡す近所の八国山にはカブト虫やクワガタを、川や田んぼに蛙やザリガニを、そして野原にはバッタ等を採りによく出かけていました。

学生時代、身長は高いほうで、体格的にも恵まれていて、野球やハンドボール、サッカー等の球技は何でも得意としておりましたが、その半面、絵を描くことや物を作る事が好きで、絵画の塾に通わせてもらう程でした。懐かしい思い出ですが、残念ながら、今は何一つ取り組んでおりません。時折、ゴルフコンペに参加を致しますが、止まっている球なのに：：どうも闘争心が邪魔をしています。

時を経て、建築設計の学校を卒業後、3Mフィルムの代理店フリートマーケティングの会社に就職が決まり、社会人としての一步を踏み出します。お客様への営業活動、図面作成、フィルム加工、車両マーケティング施工等、数多くの経験を積むことが出来た、また出来ると思い込んでいた自分がありました。今振り返りますと、若さゆえの過信です。そのような思いで退社をした自分の未熟さを痛感しております。今は改めて仕事の厳しさや苦しみ、楽しさ、喜びをご教

授頂いた、当時の皆様に感謝いたしております。



その後、私は妻の父親が昭和32年に創業した塗装会社に勤務をします。先ずは「塗装」を知るために現場に従事し、実技を学び、塗装組合の訓練校に通い、知識と技能を学び、技術資格、管理資格を習得いたしました。会社は組織の拡充に伴い、昭和63年に法人企業として登録を行い、「防水業」「建築改修」も手掛けるようになりました。平成14年には、現在の「光栄技建工業株式会社」に称号を変更、国や各自治体の公共施設等

の大規模な改修工事から、個人様の一戸建て住宅の部分補修に至るまで、多様な工事実績を蓄積しております。ご発注者様、地域の皆様にご信頼を頂くことを目標として、地道に努力を継続し、今年で創業60年という節目の年を迎えるに至っております。

私は東村山では23年間、東久留米では30年もの間、様々な方々に出会い、ご指導ご鞭撻を頂きながら、昨年の10月に代表取締役役に就任いたしました。これからも人と人との繋がりが、信頼を大切に邁進する所存でございます。

東久留米で事業を営み、東村山法人会を始め、地域の会にも所属しております。多種多様な事業への積極的な参加を心掛けながら行動をする事、異業種との交流を通じて会員相互の親睦を図る事が、地域社会の活性化に繋がると考えております。諸先輩方のご経験から多くの知識を学び、少しでも私自身が成長をして参りたいと心より思っております。どうぞ今後とも宜しくお願い致します。

光栄技建工業株式会社 代表取締役





ご案内

賀詞交歓会のご案内

日 時 平成30年1月15日(月) 午後5時10分開会

場 所 立川グランドホテル(立川市曙町2-14-16)

参加費

- ・正会員 1,000円/人
- ・賛助会員 2,000円/人
- ・非会員 5,000円/人

【恒例の福引大会も行います。是非ご参加ください】

※新春講演会は午後3時30分から開始されます。
詳細はP6をご参照下さい。

お問合せは東村山法人会事務局 ☎ 042-394-7654

東村山法人会の 会員増強期間です!!

会員増強期間

10月12日(木)～11月11日(土)

会の組織基盤の強化・充実の為に、新入会員の獲得や適任者の紹介が必要です。
合わせて全法連では「ふやそう2万社 GOGO キャンペーン」を展開中です。
会員皆様のご協力をよろしくお願いします。

東村山第1支部 野球観戦交流会実施

報告

夏と言えばプロ野球！東村山第1支部では会員交流会と称し、去る8月4日(金)にメットライフドーム(西武ドーム)にて、高尾支部長を筆頭に子ども含む総勢36名で埼玉西武ライオンズVS福岡ソフトバンクホークスの公式戦を観戦してまいりました。当日はお弁当とお菓子を用意し、生ビール半額デーという事もあり美味しい生ビールをたくさん飲みつつ応援も白熱！そして一致団結した東村山第1支部の応援のせいか見事8対4とライオンズが快勝し、会員同士の親睦もより深まりました。また楽しい企画を致しますので、ご参加お待ちしております！



東村山第1支部 野球観戦交流会

東村山第3支部 ボウリング大会実施

報告



東村山第3支部 ボウリング大会

8月30日(水)、今年も恒例のイベント、夏のボウリング大会が89名の参加を頂き開催しました。スコールの様な大雨が降り止み、少し涼しい中、高橋支部長の開会の挨拶、そして始球式へ。久米川ボウリング場の1階だけでは、収まらない地域メンバーが腕を競い合い、笑いの絶えない競技のイベントとなりました。競技では、関根さんが、一ゲームで219点を出し、優勝となりました。その後は、くじ引きで景品を配りました。「また、来年も会いましょう！」の司会の清水さんの掛け声で無事に締め括る事が出来ました。

記 中條基成

小平ブロック 日帰り研修会実施

報告

9月8日(金曜)早朝8時、小平5支部合同での親睦旅行の出発、総勢39名にて一路、那須茶臼岳を目指して出発。林ブロック長、窪田副ブロック長の挨拶と共に車内は各支部交流の渦の始まりです。

目指す山の天気は？バスが上るにつれ秋空が広がり絶景かなの景色。那須ロープウェイ山頂での強風と寒さに身を寄せ屈めながらの写真を一枚！

次なる楽しみは、サッポロビール直営の「那須森のビール園」での牛焼きしゃぶ&バイキングの昼食、品種の多い内容には其々が舌鼓みのひと時でした。

長距離の旅でしたが各支部長さん方によるご協力、お力添えに感謝し、ご参加の皆様方にも御礼申し上げます。ありがとうございました。



小平ブロック 日帰り研修会

報告

女性部会懇親会 実施報告

女性部会懇親会が9月4日(月)に季節割烹 弥左衛門(小平)にて開催されました。第1回目となる今回は、22名の方にご参加いただきました。

初めに、大同生命保険(株)の上大谷東村山営業所長より大型保障制度等について説明していただきました。

引き続き、食事会が開催され、楽しいひと時を過ごしました。



弥左衛門にて

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税には**ダイレクト納付**が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディ

電子申告で
効率UP!



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

全C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp

法人会行事のご案内

平成 29 年 9 月 25 日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
11. 1(水)	16:00	第4回広報委員会	法 人 会 館	11.27(月)	16:00	第2回支部会計担当者会議	部 外
11. 7(火)	13:30	決算法人説明会	//	11.29(水)	13:30	新設法人説明会	法 人 会 館
11. 8(水)	13:00	労務経営相談会	//	12. 1(金)	16:00	第4回総務委員会	//
11.10(金)	13:00	事業承継個別相談会	//	12. 4(月)	16:00	第3回税制・社会貢献委員会	部 外
//	17:00	法人税申告書等の書き方講座 全5回開講日	//	12. 5(火)	15:30	第4回組織・厚生委員会	法 人 会 館
11.11(土)		市民・産業まつり参加	東村山・小平・西東京・東久留米	12. 6(水)	13:00	労務経営相談会	//
11.12(日)		市民・産業まつり参加	東村山・西東京・東久留米	//	14:00	女性部会役員会	//
11.14(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館	//	15:00	労務管理セミナー	//
11.16(木)	15:30	東村山税務署納税表彰式参加	ルネこだいら	12. 7(木)	15:00	第3回理事会	//
11.17(金)	14:00	年末調整実務研修会	法 人 会 館	//	16:00	厚生連絡協議会	//
11.20(月)		女性部会交流会	新 潟 方 面	12. 8(金)	13:00	事業承継個別相談会	//
11.21(火)	15:00	第7回税務教室	法 人 会 館	12.12(火)	14:00	個別融資相談会	//

本誌の表紙に
ご応募頂いた方の
お写真をご紹介します。



皆様振るってご応募ください。



所沢市 三宅 正人さん



東村山市 T.N さん

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながら インターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットで サンプル視聴 できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に 参加できない方 などに最適。



今すぐ
クリック!

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

東村山法人会ホームページ「<http://www.tohoren.or.jp/higashimurayama/>」よりお申込み頂けます!!

Recipe ヘルシハンバーグ

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

調料方法
蒸す



材料

ひき肉……………200g
おろし生姜…………少々
オクラ……………5本
卵……………1個

〈調味料〉

塩、コショウ、砂糖、
酒、醤油、水、
鶏カラスープの素
少々

- 1 大きなボールに肉、おろし生生姜と調味料を入れて良く混ぜる。肉が柔らかく伸ばせるようになったら OK です。
- 2 深い皿に2～3cm厚みぐらいに伸ばして、オクラをのせて、卵を真ん中におとす。
- 3 蒸器にのせて水が沸騰したら約10分間蒸して完成です。

税に関する質問募集

4月から会報誌に「教えて税理士さん！」コーナーを開設しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファックス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



あなたの撮った写真

あなたの趣味に関する記事も募集しています

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先 東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

記事の訂正及びお詫び

第252号(平成29年8月号)18ページに掲載しました「厚生親睦チャリティゴルフ大会実施報告」の記事におきまして、男性の部優勝 藤島正喜(清瀬)と記載しましたが(小平)の誤りでした。お詫びし、訂正させていただきます。

公益社団法人東村山法人会報[253号] 平成29年10月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載